

# 認定計画実施者の方々へ

## 工事完了報告等について

### ●工事が完了しましたら、速やかに工事完了報告書を提出してください。（正・副2部）

（府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条第1項）

- 添付書類は以下のとおりです。

①建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書、②委任状、③検査済証、④外観写真、⑤府中市まちづくり条例に該当する場合は緑化工事を完了した写真

### ●その他

- 認定内容に変更があった場合は、変更申請をしてください。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項）

- 上記以外の軽微な変更があった場合は、状況報告書を提出してください。

（府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条第2項）

- 分譲事業者が認定を受け、譲受人が決定した場合、速やかに譲受人が決定した変更申請をしてください。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項）

- 地位の承継が発生した場合は、承継承認申請をしてください。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第1項）

連絡先：建築指導課審査係 042-335-4475